

令和8年度・全国統一品質管理監査における 新型コロナウイルスの感染対策について

岩手県生コンクリート品質管理監査会議
事務局

国では、新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日（月）から感染症法上の2類相当から5類へ見直しを行い、原則、季節性インフルエンザと同様の取扱いとすることを決定いたしました。

この決定を踏まえ、令和8年度の新型コロナウイルスに対する感染対策示しましたので、参考にしてください。

- （1）監査員はマスクを着用いたしますが、受検工場対応者にマスクの着用は求めません。マスク着用につきましては、令和5年3月から個人の判断が基本となりましたので、この点を踏まえ個々の工場の判断でお願いします。マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。
- （2）令和5年2月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部の決定によりますと、屋内において、他者と身体的距離（2m 以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用が推奨されています。
- （3）マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。
- （4）受検工場の従業員に新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者が出た場合は、受検工場の安全が確保されるまで監査を延期します（その際、感染者や工場の情報は守秘とします）。延期した際の再監査については、監査統括責任者と副監査統括責任者および事務局があらためて協議した上で判断します。
- （5）今年度も国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所や岩手県 県土整備部 建設技術振興課および一般社団法人岩手県建設業協会などから立会者1名が全工場に立会します。さらに東北地方整備局の立会では、通常の立会者に加え若手職員1～3名が随行し、生コン工場の品質管理の現状を確認していただく場を提供していただくこともありますので、感染対策を講じた上でのご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上